仕様書

京 都 市 消 防 局 総 務 部 施 設 課
（担当：日髙、近永 075-212-6644）

1　品名及び作業内容等

品　　名	備　　考
今熊野日吉町消防用地除草業務 詳細は別紙のとおり	・お手数をお掛けしますが、見積に当たっては、現地確認のうえ、作成いただくようお願いします。 ・除草した刈草等の処分もお願いします。 ・作業にあたり、道路を占有する必要が生じる場合、関係機関への各種届出も行ってください。

2　履行期限

令和９年２月２６日（金）

3　作業場所

京都市東山区今熊野日吉町　今熊野児童館北東側　防火水槽敷地内（約１００平方メートル）

4　見積書について

⑴ 見積書の提出期限：令和８年１１月２７日（金）

⑵ 見積を依頼するのは、造園工事業の許可を受けており、京都市内の京都市競争入札参加資格者の方です。

⑶ 見積書の宛先は「京都市長」とし、氏名及び住所（法人にあっては名称及び代表者の役職氏名並びに主たる事務所の所在地）を記載してください。

⑷ 見積金額は、「消費税及び地方消費税額」を抜いた金額とし、その旨を記載してください。

⑸ ＦＡＸ又は電子メールで見積書を提出される場合は、担当者の氏名（フルネーム）を必ず記載してください。

5　提出先及び提出方法

郵送、ＦＡＸ、電子メール又は持参のいずれかの方法により提出してください。

〒604-0931　京都市中京区押小路通河原町西入榎木町 450-2
京都市消防局総務部施設課

ＦＡＸ：０７５－２５２－６３５７

電子メールアドレス：chihd495@city.kyoto.lg.jp

6　見積提出業者への連絡について

契約業者にのみ別途連絡させていただきますので、御了承ください。

※契約業者へは、見積書提出期限の翌開庁日午前中に連絡予定

7　留意事項

⑴ 作業日程は、履行期限内において消防局総務部施設課担当者と協議の上、決定すること。

⑵ 作業範囲は現地確認によることとし、当該作業履行に係る一切の諸費用を計上すること。

⑶ 除草作業に際して、当局敷地外の利用等が必要な場合は、必要な手続きを受託者の責任で行うこと。

⑷ 除草は可能な限り地際刈りで丁寧に行うこと。

⑸ 周囲のフェンスや樹木に絡まった蔦や草類も丁寧に取り除くこと。

⑹ 発生した刈草等は、作業日に収集し、請負業者において適正に処分すること。

⑺ 作業実施時に何らかの損傷等を発生させた場合は、速やかに施設管理者に報告するとともに、請負者側において補償すること。

⑻ 作業で発生した資源化可能な刈草等については、京都市の再生処分の許可を持つ資源化施設に可能な限り搬入し、リサイクルすること。

⑼ この仕様書に定めがない事項又は疑義が生じた場合は、当局担当者と協議すること。

⑽ 作業終了後、完了届とともに、作業写真等を速やかに提出すること。

8　問い合わせ先

京都市消防局総務部施設課（担当　近永又は日髙）

今熊野消防用地除草業務仕様書

１　業務目的

本業務は、今熊野日吉町消防用地内の除草を行うものである。

２　履行期間

契約日の翌日から令和９年２月２６日まで

３　履行場所

京都市東山区今熊野日吉町　今熊野児童館北東側　防火水槽敷地内

４　業務範囲

別紙のとおり

５　業務内容

⑴　事前に消防局総務部施設課と作業時期、作業範囲及び作業方法について、打ち合わせのうえ、業務にあたること。

⑵　作業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、作業前後の写真とともに提出すること。

⑶　除草は可能な限り地際刈りで丁寧に行うこと。

⑷　周囲のフェンスや支柱に絡まったツタや枝も丁寧に取り除くこと。

⑸　除草範囲内に投棄されている廃棄物は、安全な範囲で収集すること。

⑹　刈草や土砂、廃棄物の運搬、処分も適切に行うこと。

⑺　作業に必要な機材については、受託者が自ら用意したものを用いること。

６　支払い条件

業務完了後、適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

７　留意事項

⑴　作業に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。

⑵　災害を未然に防ぐため、常に火気に細心の注意を払い、後始末等を自らの責任で徹底すること。

⑶　作業員には清潔で安全な服装をさせ、受託者の職員であることを示すものを着用すること。

⑷　当該箇所近隣の関係者との間で問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
⑸　作業実施者にかかる安全管理については、受託者の責任において行うこと。
⑹　作業の際は、実施現場内又はその隣接敷地若しくは付近道路の工作物に損傷がないよう十分注意すること。与えた損害については、受注者の責任にて対応すること。
⑺　作業中、近隣住民からの要望、通行車両等からの苦情、事故の発生等があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。
⑻　除草時に隣接敷地・通行車両等に飛び石等を飛散させないよう対策を講じること。
⑼　作業は平日の午前９時から午後５時までの間に行うこと。
⑽　業務で発生した資源化可能なせん定枝及び刈草については、京都市の再生処分の許可を持つ資源化施設に可能な限り搬入し、リサイクルする等適切に処分すること。

別紙

箇所図



現地状況写真



除草範囲図

